事例No.	294
公表年度	H28
団体の属性	一般市
団体名	神奈川県藤沢市

事例区分	公営企業

タグ	・市場事業 ・（公営企業）その他 ・組織改革

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「中央卸売市場から地方卸売市場への転換、民間活用（指定管理者制度）及び民営化」

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

市場：事例１

○ 事例名等

事例名	中央卸売市場から地方卸売市場への転換、民間活用（指定管理者制度）及び民営化
団体名	神奈川県藤沢市
事業名（事業区分）	市場事業
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口（人）	411,954	行政区域内面積（㎢）	69.51
事業開始年月日	昭和56年4月2日	市場種別	地方卸売市場
敷地面積（㎡）	139,369	延床面積（㎡）	28,143
年間売上高（百万円）	5,910	職員数（人）	2

※表中の計数はH24年3月末時点

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

平成16年度に農林水産省が定めた「第8次卸売市場整備基本方針」において示された基準により、藤沢市中央卸売市場は、運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置を講ずる必要が生じたことから、市場内で協議し、市の承認を経て地方卸売市場への転換を図ることとなった。

これに伴い民間コンサルタント会社と契約し、平成19年3月に「藤沢市中央卸売市場再整備基本計画」（計画期間5年間）を策定した。この基本計画に基づき、平成19年4月に中央卸売市場から地方卸売市場へ転換し、平成21年4月には指定管理者制度を導入した。

卸売市場の基幹機能の再構築と市場会計の健全化をより推進するため、平成21年度に藤沢市、A㈱、B㈱の三者間において民営化の可能性について検討を進めたところ、既存の市場機能は維持したうえで、B㈱が市場施設整備を行い、平成24年4月からA㈱が新たに開設者となって民営化市場の運営を行うことの方向性が示された。

(2)検討を開始した契機・導入過程

第8次卸売市場整備基本方針に基づき市場の再編に取り組むこととなり、今後のあり方について中央卸売市場運営協議会等において検討した結果、卸売市場法の枠外での活性化が図れるという理由から地方卸売市場への転換という方針となった。

平成19年3月に「藤沢市中央卸売市場再整備基本計画」を策定し、基本方針の一つである「市場会計の健全化」を図るため、平成20年10月から指定管理者選定委員会を開催。11月に候補者を決定し、平成21年4月1日から利用料金制による指定管理者制度を導入した。

卸売市場の基幹機能の再構築と市場会計の健全化をより推進するため、平成21年度に民営化の可能性について検討を進め、平成22年5月には藤沢市、A㈱、仲卸組合、青果商組合、関連協会、B㈱、民間コンサルタント会社による「民営化協議の場」を設置し、民営化にかかわる様々な課題を解決することとし、平成23年度末までに25回の会合を積み重ねてきた。

平成23年3月に藤沢市、A㈱、B㈱の3者間において民営化の基本的事項について協議が整ったことから、民営化に先立ってB㈱が事業主体となり市場施設整備工事に取り掛かり、平成24年3月31日には藤沢市よりA㈱へ開設権の譲渡式典が行われ、平成24年4月1日の民営化が達成された。

【導入過程】

昭和51年	4月	農林省の第2次中央卸売市場整備計画が決定され、本市場の開設計画が公表
昭和56年	4月	藤沢市中央卸売市場開設
平成17年	3月	農林水産省から第8次中央卸売市場整備計画が示され、本市場の地方卸売市場転換が決定
平成19年	3月	藤沢市中央卸売市場再整備基本計画を策定
	4月	藤沢市中央卸売市場から藤沢市地方卸売市場に転換
平成20年	10月	指定管理者導入に向けてのプロポーザルを開始

平成21年	4月	利用料金制による指定管理者制度を導入
	4月	民営化に向け藤沢市、A㈱、B㈱による三者協議を設置
平成22年	3月	B㈱が民営化の主体となり支援することを示唆
	5月	藤沢市･A㈱･仲卸組合･青果商組合･関連協会･B㈱等により、藤沢市地方卸売市場の民営化における協議の場を設置
	12月	藤沢市議会建設常任委員会に民営化について報告
平成23年	4月	藤沢市、A㈱、B㈱の三者による「藤沢市地方卸売市場の民営化に関する覚書」の締結
	4月	市場整備工事起工式（倉庫棟解体、卸売棟建設）
	8月	卸売棟竣工式、市場機能移転
	9月	青果棟・管理棟の解体
	11月	配送棟建設開始
	12月	藤沢市議会において、市場業務条例の廃止および既存施設の無償譲渡に関する議案を議決
平成24年	2月	神奈川県へ「地方卸売市場の事業に係る譲渡譲受認可申請書」提出し、認可を受ける。
平成24年	3月31日	市場において、藤沢市からA(株)への「開設権譲渡式典」を開催
平成24年	4月1日	藤沢市地方卸売市場民営化。湘南藤沢地方卸売市場となる。
		開設者：A㈱

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

①民間コンサルタント会社と業務委託契約を締結し、「藤沢市中央卸売市場再整備基本計画」を策定。スムーズな地方転換を図った。

②「藤沢市中央卸売市場再整備基本計画」における市場会計の健全化を図るため、利用料金制による指定管理者制度を導入し、市場施設使用に伴う施設使用料及び光熱水費実費収入は指定管理者の収入として収受し、指定管理者は業務にかかる費用の全てをその中で賄うものとした。

③民営化における施設整備・土地の貸し付け・建物の譲渡について

新しい青果物流通のニーズに対応するため、市場敷地に民間資本により新たに卸売棟　・配送棟を建設して市場施設を整備し総合食品卸売市場を目指した。

また、民営化市場敷地として、藤沢市はA㈱と30年間の「事業用定期借地権契約」を締結し土地を貸し付けた。市場施設については、藤沢市が所有する土地を除く市場施設を、平成24年4月1日にA㈱に無償譲渡した。



(2)効果

〇市場としての青果機能は新設の卸売棟に移転して維持するとともに配送棟のテナントとして、国内最大の食品卸会社である「C㈱」が参入し、配送棟の完成と同時に機能を発揮し、総合食品卸の物流機能を付加することができた。

〇土地貸し付け収入による市の収入増、また人件費・改築費等の恒常的な財政支出の軽減が図れた。

〇開設者と卸売事業者が一体化することにより、一元的な管理が可能となり迅速な意志決定、また、より自由な取引が可能となった。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
〇地方転換に向け、卸会社、仲卸組合、青果商組合、関連協会、開設者各団体代表を構成メンバーとする藤沢市中央卸売市場再整備計画委員会を開催。委員会の下に個別案件ごとの部会(ワーキンググループ)を設置し年間21回開催している。部会で協議した内容を委員会で承認する方式。
〇スムーズな地方市場転換及び再整備計画策定のため、民間コンサルタント会社と業務委託契約締結。
〇地方転換後は、地方卸売市場市場再整備推進委員会を設置し、委員会の下に「市民開放」「駐車場」「施設使用」といった部会(ワーキンググループ)を年間を通して21回開催。
〇指定管理者制度導入後、民営化協議の場設置。構成メンバーは、市、A㈱、B㈱、卸会社、仲卸組合、青果商組合、関連事業者の代表者2名ずつとし、その他随時オブザーバーを召喚している。

(2)今後の課題等
A㈱、B㈱の経営が悪化し、市場機能を維持できなくなった際の対応。

〇問合せ先

担当課	藤沢市農業水産課		
TEL	0466(25)1111　内線3432	MAIL	fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp